二　公文書等の管理に関する法律の施行に関する事務のうち同法第九条第三項及び第四項の規定による報告及び資料の徴収並びに実地調査に関すること並びにこれらの措置の結果に基づいて行う同法第三十一条の規定による勧告に関すること。

第六条第二号中「第三節第五款」を「第三節第六款」に改める。

第八条の見出し及び同条第一項中「、独立公文書管理監」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、同条第八項中「、独立公文書管理監の定数は一人と」を削り、同項を同条第七項とする。

第十七条第一号中「こと」の下に「（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十条第三項中「四十三人」を「四十一人」に改める。

第一章第三節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款を第四款とし、第二款の次に次の一款を加える。

第三款　独立公文書管理監

（参事官）

第二十条の二　本府に、参事官を置く。

2　参事官は、命を受けて、独立公文書管理監のつかさどる職務を助ける。

3　参事官の定数は、併任の者を除き、二人とする。

附則第七条中「第六項」を「第五項」に、「同条第八項ただし書」を「同条第七項ただし書」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年九月三日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十六号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一四、一五四人」を「一四、一六四人」に改め、同表合計の項中「二九六、七四七人」を「二九六、七五七人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年九月三日から施行する。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

2　行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成三十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一四、一七七人」を「一四、一八七人」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

統計委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十七号

統計委員会令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（委員会の運営）」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第三項中「は、」の下に「分科会及び」を加え、同条を第三条とする。

第一条第一項中「統計委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会及び分科会」に改め、同条第二項中「委員長」の下に「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会長。次項において同じ。）」を加え、同条第六項中「は、」を「（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（分科会）

第一条　統計委員会（以下「委員会」という。）に、評価分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2　分科会は、委員会の所掌事務のうち、統計法第五十五条第三項の規定により委員会の権限に属させられた事項（同法の施行に関し、主として統計技術の観点から評価を行い、その結果に基づき意見を述べることに限る。）を処理することをつかさどる。

3　分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

4　分科会に分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5　分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6　分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7　委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　野田　聖子

内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年八月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十八号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十七年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

別表中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の二を第十二号とし、第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七　京葉臨海南部地区

イ　千葉県木更津市新港の区域　同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ　千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域

十八　東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域　同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域　東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

別表第三十五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

ニ　愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第四十五号(1)中「字中鵜ノ島」の下に「、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鵜ノ島」を加え、同表第四十七号イ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同表第六十三号中「松山市」の下に「大可賀三丁目、北吉田町及び南吉田町」を加え、「次の」を「主務大臣の定める」に改め、同号(1)及び(2)を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「及び第三号から第四号の二まで」を「、第三号及び第四号の二」に改め、同表第三地区の項中「別表第十一号の二から第十三号まで」を「別表第十二号から第